

初めての特別支援学級担任のための

# 「特別支援学級」 Q & A



平成31年4月

 鹿児島県総合教育センター



Q 1

1年間の主な業務は、どのようなものがありますか？

通常の学級と同様の業務もあれば、特別支援学級特有の業務もあります。近隣の特別支援学級との情報交換も大切です。



### ポイント！！

ここに挙げた業務の例を基に、チェックリストを作成し、見通しをもって取り組むことが大切です。

### < 1年間の業務の例 >

年度当初

1年間の学級事務を見通すことが必要です。

- 出席簿の作成
- 指導要録の確認、整備
- 氏名印、氏名の読み方、漢字等の確認
- 教室内の環境整備（児童生徒から見て分かりやすい表示 など）
- 教室内の掲示物の整理（集中しやすい掲示や装飾 など）
- 机、椅子、かばん棚等の準備（表示、高さや机の広さ、がたつきの有無 など）  
※ 特別支援学級と交流学級の両方についての確認
- 教科用図書、副読本、ドリル等の確認（学年や配布数、配布する教室 など）
- 児童生徒が共通に使用する事務用品（文房具 など）の数や設置場所等の確認
- 週時程表の作成
- 学級通信、連絡帳の作成
- 学級通信等の配布場所の確認
- 通学路（危険な場所：交通量の多い場所、交差点、距離 など）の確認
- 通学方法（保護者の付き添いの有無、徒歩、自動車送迎 など）の確認
- 交流学級での活動（移動の仕方、時間割、付き添い など）
- 児童生徒の実態把握  
※ 引継資料がある場合→資料等から  
※ 引継資料がない場合→前担任等からの聞き取りなど
- 連絡網、連絡先（緊急の連絡先）の確認
- 学級費
- 家庭訪問の計画、資料の作成
- 個別の指導計画の作成
- 個別の教育支援計画の作成
- 薬の服用の有無（服用の場合：薬の種類、飲む時間、服用方法 など）の確認

## 毎日

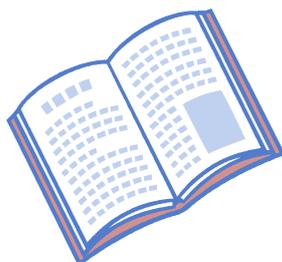
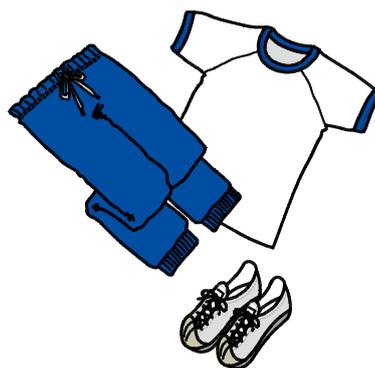
- 出席簿の記録
- 連絡帳の記入
- 児童生徒の記録，授業反省等の記録

## 毎月

- 出席簿の集計
- 学級費の集金，会計
- 給食費等の納入確認

## 毎学期

- 通知表の作成
- 個別の指導計画の記入
- 出席簿の集計
- 学級会計報告書の作成
- 消耗品，備品の確認・購入
- 長期休業に向けての課題等の作成



**Q 2**

どのようにして実態把握を行えばいいですか？

一人一人の発達段階や特性を理解するためには、実態把握が必要です。児童生徒の実態を的確に把握することにより、個に応じたきめ細かな指導計画を立てることができます。

実態に合った適切な指導は、児童生徒のもつ能力や可能性を伸ばすことにつながります。

**ポイント！！**

実態把握で得た結果を総合し、検討することにより、児童生徒の発達段階を正しく知り、理解することができます。児童生徒の得意なこと、うまく行動に移すことができたことなども把握し、指導・支援に生かしましょう。

**<実態把握の方法>**

方法	内容
観察法	児童生徒理解の基本となる方法で、日常生活や学習場面の観察と記録、その蓄積と分析を通して、発達の段階を知り、生活や学習上の課題を明らかにすることができます。
面接法	児童生徒本人や保護者、前の担任等との面談を通して情報を収集し、発達の段階を知ることができます。
検査法	標準化された検査を通じて、客観的なデータを得ることにより、発達の段階を把握することができます。ただし、各検査の実施においては、検査法を十分理解し、演習を重ねることが必要です。

**<実態把握の内容>**

- 学習面
- 社会性
- 医学的な所見
- 行動・情緒面
- 生育歴
- 本人や保護者の願い
- 対人関係
- 相談歴
- など



Q 3

実態把握ではどのような心理検査が活用できますか？  
また、実施の際はどのようなことに配慮すればいいですか？

児童生徒の発達を客観的に知り、適切な教育環境を探る手掛かりを得るために心理検査を行います。

実施に当たっては、保護者の承諾の下、各検査の特徴を理解して目的に応じて選択したり、幾つかの検査を組み合わせることで多面的に把握したりします。



### ポイント！！

○ 活用の意義

心理検査で得られたデータはその児童生徒の全てを表すものではなく、行動観察等の情報と合わせて、理解や支援方法を確かなものとするために活用することが重要です。

○ 説明責任

得られた結果は保護者に伝え、指導方針とともに説明することも必要です。

○ 個人情報の取扱い

実態把握で得られた結果は、個人的な情報です。取扱いは慎重に行いましょう。

### 〔実態把握に使用される個別の心理検査例〕

検査項目	検査名
発達・言語	遠城寺式乳幼児分析的発達検査，新版K式発達検査2001 日本版PEP-3自閉症・発達障害児教育診断検査〔三訂版〕 LD判断のための調査票（LDA-R），ITPA言語学習能力診断検査 PVT-R絵画語い発達検査，ことばのテストえほん など
知覚・感覚	DTVPフロスティック視知覚発達検査， 「見る力」を育てるビジョン・アセスメント WAVES など
知能・認知	田中ビネー知能検査V，WISC-Ⅲ知能検査，WISC-Ⅳ知能検査， K-ABC心理・教育アセスメントバッテリー，日本版K-ABCⅡ， DN-CAS認知評価システム など
社会適応	新版S-M社会生活能力検査第3版，小児自閉症評定尺度CARS， 精研式CLAC-Ⅲ（行動療法用），Vineland-Ⅱ適応行動尺度 など

Q 4

「個別の指導計画」と「個別の教育支援計画」の違いは何ですか？

「個別の教育支援計画」は、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な計画であり、「個別の指導計画」は、目標を学期や学年ごとに設定する短期的な計画と言えます。



ポイント！！

いずれの計画においても、計画（P：Plan）、実施（D：Do）、評価（C：Check）、改善（A：Action）のPDCAサイクルの充実が重要です。また、作成や評価に当たっては、保護者をはじめ、幼児児童生徒に関わる複数の関係者で行うことが望まれます。

＜個別の教育支援計画＞

障害のある幼児児童生徒一人一人に対して、教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携し、乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫した支援を効果的に行うための長期的な計画です。

＜個別の指導計画＞

障害のある幼児児童生徒の障害の状態等に応じて適切な指導を行うために学校で作成するものであり、教育課程を具体化し、一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するための計画です。

ポイント！！

新学習指導要領では、特別支援学級に在籍する児童生徒及び通級による指導を受ける児童生徒については、個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成が義務付けられています。

また、作成するだけでなく、効果的に活用することが大切です。

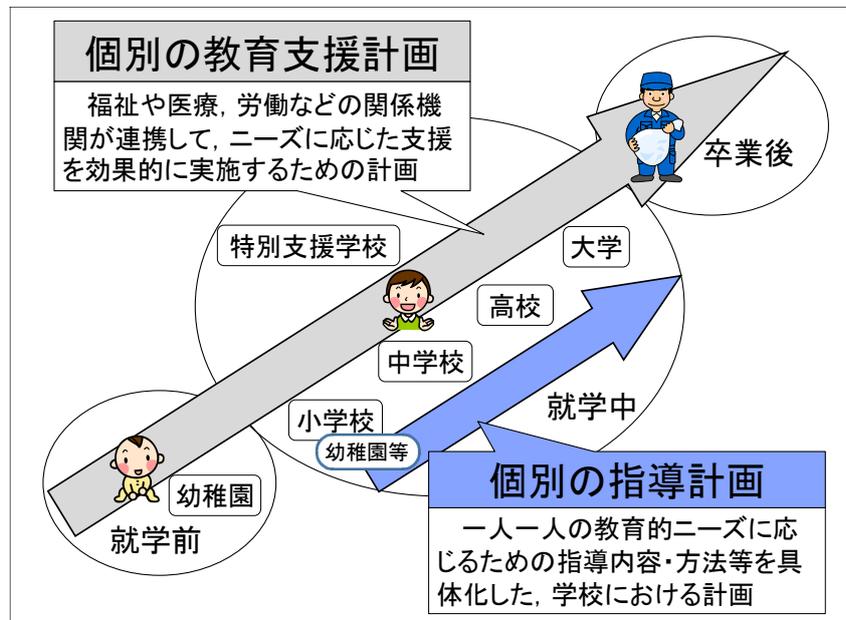


図 個別の教育支援計画と個別の指導計画

Q 5

特別な支援が必要な児童生徒の、校内での共通理解や支援体制づくりをどのように進めればいいですか？

特別支援教育コーディネーターや校内委員会の役割を明確にし、全教職員の理解を基に、できることから一つずつ取り組むことが大切です。



**ポイント！！**

各学校の特別支援教育コーディネーターが中心となり、校内委員会を機能化することが大切です。

各地域の特別支援学校は、特別支援教育に関するセンター的機能を有しているため、巡回相談等を活用することができます。

＜特別支援教育コーディネーターの役割＞

- 1 校内の関係者や関係機関との連絡調整
- 2 保護者に対する相談窓口
- 3 担任への支援
- 4 巡回相談や専門家チームとの連携
- 5 校内委員会での推進役 など

＜校内委員会の役割＞

- 1 特別な支援が必要な児童生徒への気付き
- 2 実態把握と支援方法の具体化及び合理的配慮の検討
- 3 個別の指導計画と個別の教育支援計画の作成
- 4 全教職員の共通理解（含む共通実践）
- 5 連携の窓口（専門家チーム、保護者相談、専門機関など） など

様々な情報等の共有を図る場や個別の教育支援計画などの共有のための道具（ツール）を検討し、特別支援教育コーディネーターが中心となって職員会議や校内委員会などを活用し、年間計画の中に複数回、位置付けることが大切です。



特別支援教育に関する支援体制の年間計画例

月	共有のための場	道具（ツール）
4	校内研修会	移行支援シート
5	学年会，職員会議	チェックリスト
6	校内委員会	行動観察記録
7	職員会議	個別の指導計画
8	事例検討会	個別の教育支援計画
9		
10	校内委員会	
11	事例検討会	支援記録
12		
1		個別の指導計画
2	校内委員会	個別の教育支援計画
3	職員会議	移行支援シート

Q 6

学校と連携できる関係機関にはどのようなものがありますか？

学校近隣の地域にも、人的資源や物的資源がたくさんあります。  
授業への活用や児童生徒への支援に結び付けるようにしましょう。



ポイント！！

特別な教育的ニーズのある児童生徒への支援が、現在から将来にわたって継続して行えるようなネットワークという視点で連携をとることが大切です。

< 地域の関係機関 >

分野	主な相談（支援）内容	関係機関等
教 育	<ul style="list-style-type: none"> <li>巡回相談による助言や教育相談</li> <li>教育相談（電話・来校）</li> <li>教材・教具や検査器具の貸し出し</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	特別支援学校
	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒理解や障害特性に応じた指導方法等の助言</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	通級指導教室 特別支援学級
	<ul style="list-style-type: none"> <li>発達や障害に関する情報提供や教育相談</li> <li>学生ボランティアの活用</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	大学 専門学校
	<ul style="list-style-type: none"> <li>指導や支援、学習環境整備等に関する助言と研修</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	市町村教育委員会
	<ul style="list-style-type: none"> <li>指導や支援の在り方についての相談</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	県総合教育センター
福 祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>発達障害児・者の相談・支援</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	県発達障害者支援センター
	<ul style="list-style-type: none"> <li>療育手帳の判定や障害児施設利用の相談</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	県児童相談所
	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉サービスの相談や療育手帳等の申請</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	市町村の福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害に関する理解や支援方法に関する助言</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	障害者施設
療 育	<ul style="list-style-type: none"> <li>発達や療育に関する情報</li> <li>就学前の情報提供</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	療育施設
医 療	<ul style="list-style-type: none"> <li>発育・発達についての診療や療育・訓練</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	県こども総合療育センター
	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業療法士、理学療法士等による支援や情報提供</li> <li>医師による情報提供</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	病院
保 健	<ul style="list-style-type: none"> <li>乳幼児期の発達や療育に関する情報提供</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	保健所 保健センター
警 察	<ul style="list-style-type: none"> <li>非行に関する相談</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	県警察本部少年サポートセンター 地域の警察
労 働	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労に関する相談や情報提供</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	鹿児島障害者職業センター 障害者就業・生活支援センター ハローワーク
	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労前の進学に関する相談や情報提供</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	職業訓練校
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域ボランティア、グストティーチャーの活用</li> <li>民生委員による見守り</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	地域の住民

Q 7

知的障害特別支援学級は、どのような学級ですか？  
また、指導・支援のポイントはどのようなものがありますか？

知的発達が遅れがあり、他人との意思疎通に軽度の困難があり、日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難な児童生徒を対象としています。

障害の特性等に応じて特別な教育課程を編成し、指導目標や指導内容、指導方法等を工夫し学習を進めます。



### ○ 主な困難さ

- 知識が断片的であり、抽象的な概念を理解しにくかったり、実際の場面で活用できなかったりする。
- 成功経験が少ないことから、不安が強かったり、消極的であったりなどの理由で、頼りがちになることがある。
- 自分の伝えたいことをうまく言い表すことができないことがある。 など

### ○ 指導・支援のポイント

#### <生活場面>

- 社会自立を目指し、身辺自立や社会生活に必要な知識、技能及び態度が身に付くよう実際的な状況を設定する。
- 集団の中での役割を用意し、人の役に立つことを味わうことができるようにする。
- 困ったことがあるときに、挑戦しようとする気持ちを育てたり、周囲の人へ支援を求めたりすることができるようにする。 など

#### <学習場面>

- 将来の主体的な姿を目指すことから、実際的で具体的な学習を設定し、目的意識をもちながら活動できるようにする。
- 目的や課題が達成しやすいように、段階的に指導する。
- 他者からの評価だけでなく自己評価ができるように、評価の手掛かりを示したり、自己評価ができるような教材・教具を準備したりする。
- 対人関係や集団参加を円滑にするための指導や、職業生活・家庭生活に必要な知識、技能及び態度を身に付ける学習が中心である。
- 知的障害特別支援学級の学習内容には、知的障害の特性等を踏まえて国語や算数などの教科別の指導と、日常生活の指導や生活単元学習、作業学習などの各教科等を合わせた指導があり、指導目標や指導内容、指導方法を工夫して進めることが大切である。 など

Q 8

肢体不自由特別支援学級は、どのような学級ですか？  
また、指導・支援のポイントはどのようなものがありますか？

補装具によっても歩行や筆記等，日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある児童生徒を対象としています。

各教科，道徳科，外国語活動，特別活動及び総合的な学習の時間の指導のほかに，歩行や筆記など，身体の動きや認知機能の向上に視点を当てた自立活動の指導が行われます。



### ○ 主な困難さ

- ・ 起立，歩行，階段の昇降，食事，衣服の着脱，用便等，日常生活の全部又は一部に困難がある。
- ・ 運動・動作の制限による直接的経験の不足に伴い，社会や事物・事象等に対する理解が不十分になりがちである。
- ・ 周りの人々から支援を受ける場面が多く，結果として受動的になり，自発性が乏しくなりがちである。 など

### ○ 指導・支援のポイント

#### <姿勢等への配慮>

- ・ 机の高さは，座って肘をつき，肘を支点に前腕を動かせる高さで，肩にあまり力が入らないくらいが適当である。
- ・ 椅子の高さは，掛けて足の裏全体が着くくらいが適当である。
- ・ 同じ姿勢を保持できる時間は，児童生徒の様子を細かに観察して対応するとともに，授業前にストレッチ等をして体をほぐしたり，適度に姿勢転換を行ったりする。さらには，医療機関等との連携を図り，児童生徒の身体の状態についての情報を得ることも大切である。

#### <学習活動の工夫>

- ・ 使いやすさや姿勢の保持に留意しながら，教材・教具を工夫する。

例 見やすくするための書見台  
ノートのマス目の大きさ  
ノートや定規が滑らない工夫  
握りやすい鉛筆やはさみ など



下敷きの滑り止めに紙やすりを使用

- ・ 実際の事物を見たり，事象に触れたりする機会を多くする。
- ・ 可能な限り，身体のいろいろな部位で周りの物に触れたり，動かしたりして取り組む実体験を伴う活動を取り入れる。
- ・ 書くことをサポートするために，タブレット等のICT機器を活用する。
- ・ 自分でできる練習方法，調べ方などの学び方を示すとともに，児童生徒が自己選択・自己決定する場面を工夫する。 など

Q 9

病弱・身体虚弱特別支援学級は、どのような学級ですか？  
また、指導・支援のポイントはどのようなものがありますか？

慢性の呼吸器疾患、その他の疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要としたり、身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要としたりする児童生徒を対象としています。

心理面で不安定になることがあるため、気持ちをしっかり受け止めて関わっていきながら、学習を進めていくことが大切です。また、体調管理などについて十分に配慮するとともに、主治医や養護教諭などとの連携が必要です。



○ 主な困難さ

- ・ 治療などによる学習時間の制約のため、学習空白がある。
- ・ 生活規制や運動制限などのために、経験不足になりがちである。
- ・ 病気や将来への不安などから、心理的に不安定になることがある。 など

○ 指導・支援のポイント

<健康面>

- ・ 病気や健康状態を医療機関や保護者に確認しながら、学習や活動を行う。
- ・ 健康面や心理状態などを考慮し、活動が負担加重にならないようにする。
- ・ 医療機関と積極的に連携を図り、それぞれの病気の特性や禁止事項などについて共通理解を図りながら学習や活動を行う。 など

<学習面>

- ・ 指導方法を工夫しながら、体験的な学習内容を設定する。
- ・ 学習空白がある場合は、学習空白の状況をきちんと捉えて、指導内容を精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置き、指導内容の連続性に配慮した工夫や各教科等相互の関連を図って、効果的な学習が展開できるようにする。
- ・ 教材・教具の工夫やICTなどの活用を図り、実際の体験だけでなく間接体験や疑似体験、仮想体験等を取り入れるなど、指導方法を工夫して学習効果を高められるようにする。 など

<心理面>

- ・ 趣味や特技などを生かし、生き甲斐や楽しさを味わうことができる活動を設定して、心理的な安定を図る。
- ・ 心理状態などに応じて、自分の病気や身体の状態についての知識や理解が深められるようにする。
- ・ 病気の状態などを考慮しながら、通常の学級との交流及び共同学習を積極的に設ける。 など

Q10

弱視特別支援学級は、どのような学級ですか？  
また、指導・支援のポイントはどのようなものがありますか？

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な児童生徒を対象としています。

安心して能動的に生活したり学習したりできるように、弱視の児童生徒にとって見やすい学習環境を整えるとともに、保有する視力を最大限に活用できるようにするための特別の指導や各教科等の指導を行います。



○ 主な困難さ

- ・ 視覚を通して得られる情報が不足し、動作の模倣や文字の読み書き、事物の確認の困難さ等が生じる。
- ・ 一人一人の見え方は異なり、ぼやける、曇りガラスを通したように見える、まぶしい、目が揺れて視線が定まらない、視野が狭いなどの状態がある。
- ・ 移動の困難や、相手の表情等が分かりにくいことから生じるコミュニケーションの困難等がある。
- ・ 実体の理解や具体的な経験を伴わず、言葉による説明だけで事物・事象や動作についての概念をつくってしまうことがある。
- ・ 見えにくいことに引け目を感じ、自ら「見えない・見えにくい」ことを言わなかったり、学習・生活面において積極的に取り組めなかったりすることがある。

○ 指導・支援のポイント

<生活場面>

- ・ 身の回りの状況が分かりやすい校内の環境作りを図り、見えにくいときには、周囲の人へ支援を求めるように指導する。
- ・ 廊下等で友達や先生とすれ違っても気付かないことや、誰なのか分からずに話し掛けられないことがあり、周りの理解を促すことが必要である。
- ・ 校内での活動や移動に支障がないように、十分な明るさを確保したり、教室や段差等が分かるような目印を付けたりするなど校内環境を整備する。
- ・ 身の回りの具体的な事物・事象や動作と言葉を結び付けて、基礎的な概念の形成を図ることができるようにする。

<学習場面>

- ・ 聞いて内容が理解できる説明を心掛けることや、児童生徒の保有する視力を最大限に活用できるように、見やすい学習環境を整える。
- ・ 拡大教科書や拡大教材を活用して文字や絵などを大きくはっきり掲示する。
- ・ 拡大読書器や各種弱視レンズ等の視覚補助具の活用を指導する。

※ 漢字の細部の違いが分かりにくい、動きの速い物などがよく見えない、大きな物の全体像の把握が、部分の理解にとどまることなどがある。また、目を近づけたり、拡大したりして見る場合、対象を分割して見ることになるので、まとめとしての把握が困難になることなどを理解して指導することが必要である。

Q11

難聴特別支援学級は、どのような学級ですか？  
また、指導・支援のポイントはどのようなものがありますか？

補聴器等の使用によっても通常の話声を理解することが困難な児童生徒を対象としています。

コミュニケーション上の配慮や聴覚学習、言語・発音などの指導が行われます。



○ 主な困難さ

- ・ 音や言葉を聞き取ることが難しい。
- ・ 言葉を理解することが難しく、言語を獲得する力が弱い。
- ・ 自分の声を聞くことが苦手なため、発音が不明瞭になったり、大きすぎる声で話したりすることがある。
- ・ コミュニケーションの機会が少なくなる場合もあり、人との関わりなどの社会性が育ちにくいことがある。
- ・ 誤って聞き取ってしまい、重要な情報を把握できないためにトラブルになることもある。
- ・ 聞こえにくさから社会的孤立感を味わうことがある。 など

○ 指導・支援のポイント

<生活場面>

- ・ 音声だけでなく、身振りや紙に書くなど視覚的情報も併用する。
- ・ 口元が見えるように顔を向けて話すようにする。
- ・ 突発的なアナウンスや連絡事項は、板書したり、メモに書いて渡したりする。
- ・ 補聴器等の正しい装用の指導を行うとともに、補聴器等の管理は、教師自身も学びながら、児童生徒自身でもできるように指導する。
- ・ 聞こえにくい場合には、周囲の人へ支援を求めるように指導する。
- ・ 人工内耳の児童生徒の場合は、頭に強い衝撃を受ける可能性のあるスポーツは控えたり、衝撃から守る工夫をしたりする。 など

<学習場面>

- ・ 交流学級での座席は窓側付近で2・3列目くらい（教師の口元や友達の動きが見やすい）に配置する。
- ・ 話し合いなど、複数の話者がいるときは、話す前に手を挙げさせたり、前の人話し終わってから話し始めさせたりする。
- ・ 要点を簡潔に伝える。
- ・ 読書や日記等により、言語概念の形成を促す。
- ・ 教科に関する用語や内容が欠落しないように、確認しながら学習を進める。
- ・ 教師が話したことを周囲の人が書き写したり（ノートテイク）、事前に学習プリントにまとめたものを渡したりする。 など

※ 指導資料第1346号（特殊教育第122号）、第1790号（特別支援教育第172号）も参考にして指導に当たるようにする。

Q12

自閉症・情緒障害特別支援学級は、どのような学級ですか？  
また、指導・支援のポイントはどのようなものがありますか？

自閉症・情緒障害特別支援学級では、自閉症や心因性の選択性かん黙、ひきこもり、不登校、チックなどの児童生徒を対象としています。



○ 選択性かん黙などの児童生徒の主な困難さ

- ・ 声を出したい、話したいと思っているが、心理的・情緒的な理由から、声が出なかつたり、会話をしたりすることが難しいなどの状況が見られる。
- ・ 自信をなくしたり、失敗経験を恐れたりすることがあり、不安が強くなり、感情や行動のコントロールが難しくなることがある。
- ・ 自己肯定感をもちにくい状況が見られる。 など

○ 選択性かん黙などの児童生徒への指導・支援のポイント

- ・ 心理的にリラックスできる場所や活動を設定する。
- ・ 児童生徒に寄り添い、信頼感を得ることができるようになる。
- ・ 話すことを強要しないようにする。
- ・ 好きなことや得意なことを見つけて、少しずつ取り組み、自信をもつことができるようになる。
- ・ 係活動などを通して、自己肯定感を高めることができるようになる。
- ・ ゆったりとした気持ちで児童生徒の話を聞いたり、「いつも気に掛けている。」というメッセージを伝え続けたりする。
- ・ 共に過ごす時間や空間を大切に、児童生徒が教師と関わることにより、充実したと思うことができるようになる。
- ・ 保護者やスクールカウンセラー、関係機関と児童生徒の状態や望ましい関わり方などについて連携を図るようになる。 など



## ○ 自閉症の児童生徒の困難さ

### <他人との社会的関係の困難さ>

- ・ 視線を合わせたり, 表情を読み取ったりしながら他者と関わるのが難しい。
- ・ 時間や状況に応じたとるべき態度を理解することが難しい。 など

### <言葉によるコミュニケーションの困難さ>

- ・ 言葉どおりに受け取るため, ニュアンスや曖昧な表現を理解することが難しい。
- ・ 独特な話し方(年齢に関係なく敬語を使うなど)やイントネーション, パターン化した言葉の使い方をすることがある。 など

### <興味や関心が狭く特定のものへのこだわり>

- ・ バスの時刻表や車のナンバーなど, 機械的な記憶が得意である一方, 真面目で, 几帳面であるが, 臨機応変に対応することが難しいことがある。 など

### <その他の困難さ>

- ・ 音や味覚, 触覚, 痛覚などの過敏さや鈍感さがあることがある。
- ・ 失敗したことを視覚的に記憶してしまい, しばらくたってから鮮明に思い出してしまうことがある。 など

## ○ 自閉症の児童生徒への指導・支援のポイント

- ・ 視覚情報を示すなどして, 必要な情報を選択できるようにする。

(例) 見通しをもつことができるように, いつ, どこで, 誰と, 何を, どのように行うのか分かるように, スケジュールを視覚的に提示する。 など

- ・ 短く具体的な言葉掛けを行ったり, 文字や絵を併せて示したりするようにする。
- ・ 聴覚の過敏さへの対応を検討する。

(例) 机の脚の部分にテニスボールを付けて消音効果を高める。 など

- ・ パターン化した行動や几帳面さを生かし, 得意な部分を生かした役割活動を設定する。

(例) 整理整頓の係や天気調べの係 など

- ・ マニュアルを作成したり, 手順表や作業工程表を作成したりすることで, 成功経験を重ねることができるようにする。 など



**Q13**

交流及び共同学習を行う際に、どのように連携を図ればいいですか？

教育活動全体で障害者理解や各教科等の見方・考え方と関連付けた交流及び共同学習の推進を図る必要があります。

特別支援学級の担任と通常の学級の担任が、交流及び共同学習の必要性と意義について、互いに十分に理解することが必要です。



**ポイント！！**

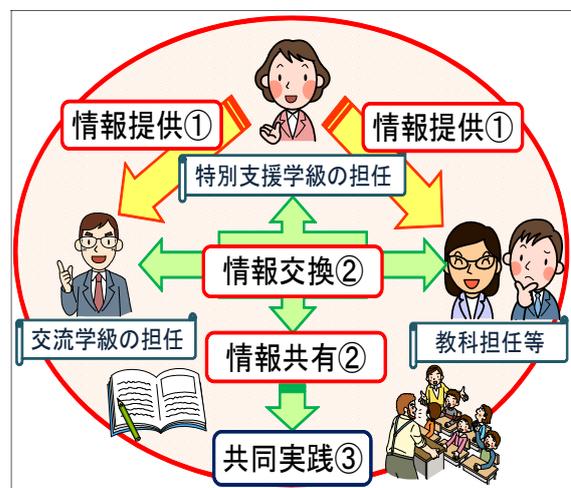
- 通常の学級の担任が、関わり方などを具体的に理解することが大切です。
  - ・ 効果的な関わり方を伝える。
  - ・ 特別支援学級で活用している教材・教具を共有する。 など
- 学習の状況を特別支援学級の担任に情報提供することで、より一層の効果的な連携が望めます。
  - ・ 特別支援学級の担任がいない状況でも、通常の学級の担任が授業を行えるように指導内容、指導方法等を共有する。



＜交流及び共同学習時の連携の例＞

- ① 授業前に、特別支援学級の担任が、関係する教師に情報提供をする。
- ② 授業前・授業中・授業後に、関係する教師間で、知り得た情報を共通理解するなどの情報交換を行う。
- ③ 授業前・授業中に、教材・教具を分担して作成したり、授業の際に、チーム・ティーチングによる指導を行ったりするなどの共同実践を行う。 など

※ 指導資料1791号（特別支援教育第173号）



**各教科等の見方・考え方と関連付けた交流及び共同学習の推進**

新学習指導要領において、例えば、保健体育における共生の視点にたった関わり方、生活科における身近な人々と自分との関わり、音楽、図画工作や美術における表現の相違や共通性の視点、道徳科での、正義、公正、差別や偏見のない社会の実現、特別活動におけるよりよい集団生活や社会の形成などの視点を明確にして、組織的、計画的、継続的に実施することが望まれています。

Q14

保護者との教育相談をどのように進めればいいですか？

保護者が担任に相談する気持ちをもつためには、信頼関係が必要です。日常的に情報交換を行い、保護者と教師が互いに話しやすい関係をつくっておくことが大切です。



ポイント！！

教育相談では、カウンセリングマインドでの対応が必要です。保護者のつらさや不安を十分に受け止めながら、今までの努力の成果を認めることで、保護者は、担任への信頼感を高めるとともに、自己解決能力の発揮につなげることができ、目標に向かって進むことができます。

教育相談の基本的態度

傾 聴・・・相手の話や気持ちを『じっくりと聞く』態度

- ・ 積極的に分かってほしいという思いで話をよく聞く。
- ・ 言葉を額面どおりに受け取らず、感情をつかむ。
- ・ 聞くときの自身の「姿勢」、「しぐさ」、「表情」、「視線」を意識する。  
「そうですね。」「なるほど。」「それから？」  
声を出さずに うなづく。 など

共 感・・・相手を感じているように『共に感じる』態度

- ・ 特定の価値観に捉われない。
- ・ 相談者が感じているように共に感じる。  
「一緒に悩み、考えていきましょう。」  
「つらかったんですね。」  
「〇〇さんの思いは、よく分かります。」 など

受 容・・・相手のこれまでの努力や苦勞を『肯定的に認める』態度

「頑張ってくれたんですね。」 など

※ 否定、命令、指示、注意、説教などは厳禁！

〈生徒指導提要p.162参照〉



Q15

連絡帳をつくるときには、どのようなことに配慮すればいいですか？

連絡帳は、保護者との日常的な連携の方法として、大変重要なものです。小さな変化も見逃さず、児童生徒がどのような場面で、どのような成長が見られたかを、分かりやすい文章で書きましょう。

問題となる行動だけでなく、頑張っていることやよさなども含めて伝え、保護者と情報を共有していきましょう。担任の肯定的な見方が、保護者を励まし、学級への信頼感を高めることになります。



**ポイント！！**

- 保護者からの質問には、一つ一つ誠実に答えましょう。
  - ・ 回答を記入する時間が十分ない場合は、電話等で必ず対応する。
  - ・ 内容によっては、交流学級の担任や管理職等に相談する。 など
- 記入する時間を工夫しましょう。
  - ・ 児童生徒への指導を優先し、短時間で記入する。
  - ・ 学習の様子等をメモしておき、その中から連絡帳に記入する。 など

[連絡帳の例]

月	日	曜日
健康状態	良好	就寝時刻 : 朝食 普通・少量・( ) 起床時刻 : 排便 有・無 気になること ( ) 体温 ( 度)
家庭から		
学校から		

健康状態については、できるだけ、朝早く確認するようにしましょう。

学習の様子、係活動、給食、掃除、友達との関わりなど、いろいろな観点で書くと、様々な情報を共有することができます。

Q16

教室設営の工夫では、どのようなことに気を付ければいいですか？

教室は、児童生徒が学校で多くの時間を過ごす生活の場、学習の場であり、多くの人と関わりながら社会性を形成していく場です。そのため、情緒的に安定でき、落ち着ける環境であることが大切です。

教室内の採光や通風、換気、温度などの健康・安全面への配慮や、一人一人が見通しをもって生き生きと活動できるための学習環境などを工夫する必要があります。



ポイント！！

- 1時間の活動の流れ、1日の時間割、1週間・1か月のスケジュールを視覚的に提示し、見通しをもって活動できるようにしましょう。
- 時間割については、できるだけ1日や1時間の流れを同じ（パターン化）にすることで見通しをもちやすくなります。
- 何をすればいいのか、どのようにするのか、次は何をするのかなど活動内容や方法、その手順や目標を分かりやすく示しましょう。
- 学習の履歴を振り返ることができるような設営を行い、活動を認め合える工夫（作品展示コーナー、がんばり表など）をしましょう。
- 学習の手順や物の名称等の掲示、個別学習や給食を食べる場所、着替える場所などの明確な区分なども有効です。

<帯状の時間割>

月	火	水	木	金
日常生活の指導				
国語				
算数	生活 単元 学習	算数	生活 単元 学習	図工
体育	音楽			
給食・そうじ				
生活 単元 学習	算数	体育	算数	音楽

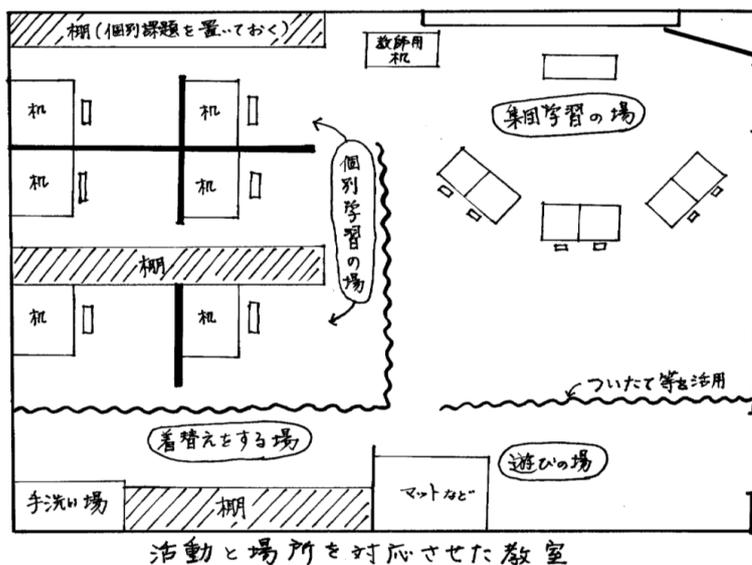


図 時間割や教室環境の工夫の例

Q17

児童生徒の実態差に対して、どのような指導の工夫をすればいいですか？

個別に指導する時間の確保のほかに、一斉指導の中で、同一教科で共通した内容を指導する時間と異なる内容を指導する時間を設定するなどの指導方法を工夫しながら、個に応じた指導を行うことが大切です。また、学び合う時間を設定することも有効です。

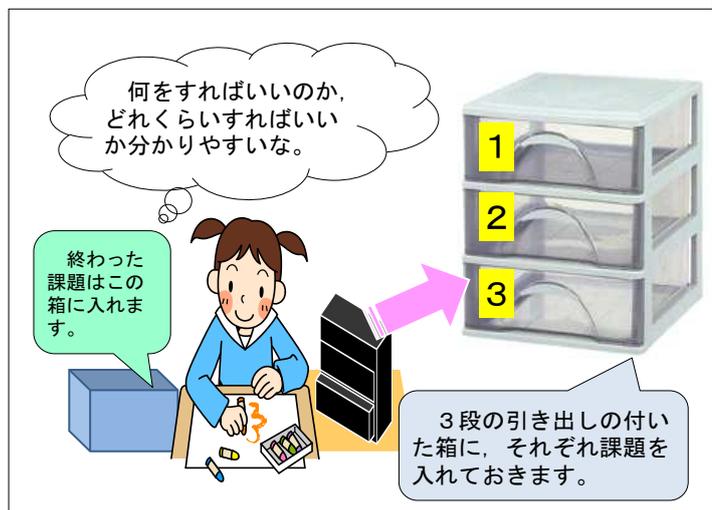


ポイント！！

- ワークシステムを取り入れることで、一人で学習する時間を設定し、その間、個別の指導・支援が必要な児童生徒に対応することができます（下図参照）。
  - 異なる学年や実態差の大きな児童生徒の指導を行っている、複式学級における学習指導の進め方も参考になります。
    - ※ 「複式教育」については、総合教育センターWebサイトに掲載されていますので参考にしてください。
- 『カリキュラムセンター』→『教育資料（各教科等）』→『へき地・複式教育』

<ワークシステムの工夫例>

- ① 一人でできる、あるいは、少し頑張ればできる課題を準備する。ワークシートや簡単な操作を伴う課題で構わない。
- ② 初めのうちは、手順を説明しながら、一緒に取り組む。
- ③ 見通しがもてるようになったら、一人で課題に取り組ませる。
- ④ 児童生徒の実態に応じて、課題の量を調整する。 など



個別の学習スペースを設けて、終わったら報告するようにスケジュールを示すことで、一人で活動する取組も行われています。



Q18

学校行事への参加の際に、どのようなことに気を付けたいですか？

実施計画が提案されたら、どのような指導・支援が個別に必要となるか、個別の指導計画に基づき、時間割の変更の伝達や参加の仕方など、全職員で共通理解することが大切です。



### ポイント！！

学校行事については、学習環境が変わったり、特別時間割の実施によりスケジュールが変更されたりすることで、児童生徒が混乱することもありますので、以下のことに配慮します。

- ・ 見通しをもつことができるようにする。  
事前指導において、当日までの学習計画表を作成したり、当日の流れを写真や絵、文字を入れて分かりやすく個別のカードにしたり、当日どのような活動があるかを学習したりする。また、人前に出て発表する際は、何を手掛かりにすればよいかなどを確認しておく。
- ・ 運動会や学習発表会のように、長時間活動する場合は、トイレや休憩の時間を伝えたり、水分補給を促したりする。
- ・ 安全面についてより一層の配慮を行う。  
車椅子を利用する児童生徒の場合は、屋外での活動の際に操作が難しい場合があるので、事前に確認する。 など

### <終業式の進行表の例>

がっさしゅうぎょうしき  
2 学期終業式



① こうちようせんせい はなし  
校長先生の話



② おおはらいせんせい はなし  
大原台先生の話



③ おも で ほっびよう  
思い出の発表



④ こうか うた  
校歌を歌おう

- ・ 順序を分かりやすくするために、矢印を付ける。
- ・ 情報が多すぎて見通しがもちにくいときは、一枚ずつめくることができるようになる。
- ・ スクリーンや電子黒板で大きく提示する。 など

※ 進行表の例などを参考に、児童生徒の実態に応じて、工夫することが大切です。

Q19

学年や学校、担任が替わる際に、どのような引継ぎを行えばいいですか？

「個別の教育支援計画」や「移行支援シート」を活用し、これまでの効果的な取組や必要な支援、配慮などを、新年度の初めから行うことができる状態をつくります。



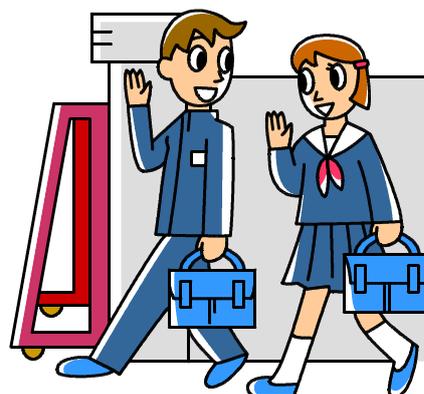
### ポイント！！

特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒が、幼稚園・保育所等から小学校へ、小学校から中学校へ、また中学校から高等学校へ就学、進学するときの移行期には、環境等の変化も伴うため丁寧な支援が必要です。

### 移行支援シートの活用により期待できる内容

- 幼児児童生徒にとって、引き継ぐことが有効な情報を整理することができる。
- 移行先の生活や環境（日課や授業の進め方、友達との関係づくり、休み時間の過ごし方など）と、これまでの生活等との違いを明確にし、一人一人に必要な配慮や支援を引き継ぐことができる。
- 幼児児童生徒や保護者が安心して就学・進学できるような状況をつくることのできる。
- 移行先の学校等では、移行期の戸惑いや不安を軽減することができる。 など

※ 移行支援シートについては、「特別支援学級経営ハンドブック」を参照してください。



Q20

進路指導をどのように進めればいいですか？  
また、卒業後の進路先には、どのような所がありますか？

児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分把握するとともに、本人や保護者の将来に対する夢や希望などの理解に努め、保護者と連携し、組織的・継続的に進めることが大切です。



＜小学校特別支援学級の場合＞

- ・ 一人一人の児童の卒業後の生活につながる自立的な生活力（身辺処理，通学等）が高まる教育活動を計画的に行う。
- ・ 社会生活の中で必要となるコミュニケーション能力や人間関係形成能力が高まる指導を教育活動全体を通して行う。
- ・ 将来の進路について，本人や保護者と話し合う。 など



＜中学校特別支援学級の場合＞

- ・ 一人一人の生徒の卒業後の進路（就職，高校・特別支援学校高等部進学等）を見通し，3年間(年間，月間)の進路指導の計画を立てる。
- ・ 進路に関する各種情報（実習先，進学先，就職先等）を，近隣の特別支援学級や関係機関と連絡を取り合いながら収集し，進路学習や相談時に活用する。
- ・ 計画的に進路学習や相談を実施し，将来の展望を明らかにして進路選択ができるようにする。
- ・ 進学先への学校見学（体験入学）や学校行事の見学，職場体験学習などを計画的に行う。
- ・ 卒業後の追指導（アフターケア）を充実するために，職場訪問を行ったり，進路学習や学校行事への招待等を積極的に行ったりする。 など

＜主な進路先＞

※ 進路先によっては，療育手帳が必要

進路先名	内 容 等
高等学校（全日制）	修業年限3年。1日6～7時間の授業。普通科，専門学科等。
高等学校（定時制）	夜間定時制と昼間定時制。原則学年制で修業年限4年。
専修学校・各種学校	実践的な職業教育や専門的な技術教育。高卒資格取得の制度あり。
公共職業訓練施設	必要な知識と技能の習得。入学の手続きはハローワークが窓口。
特別支援学校高等部	自立と社会参加を目指し，必要な知識と技能を習得。
高等特別支援学校	職業自立に必要な知識・技能・態度の習得と勤労的体験学習。
福祉施設	障害の状態等に応じた活動や作業。生活と仕事の場。
事業所	職場見学や実習を行い職業適性を判断。ハローワークが窓口。

Q21

障害のある児童生徒や保護者から合理的配慮の提供を求められたら、どうすればいいですか？

障害の有無に関わらず、多様な児童生徒が共に学ぶことができるように、環境の調整や意思疎通の配慮、ルールを変更するなど、個に応じた適切な工夫をすることが大切です。



ポイント！！

- 平成28年4月から施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」では、合理的配慮の提供が法的義務となっています。
- 障害者差別解消法における「障害者」とは、診断書や障害者手帳などの所持者に限らず、発達障害も含めた継続的に支援を受ける状態にある者です。

<合理的配慮の具体例>

【知的障害のある児童生徒に対して】

- ・ 学習の中に教材を実際に操作するなど体験を通じた活動を取り入れる。など

【両足にまひがあり、車椅子を使用している児童生徒に対して】

- ・ 簡易スロープなどを設置し、校内を移動するための段差を解消する。など

【活動に見通しがもてない児童生徒に対して】

- ・ 文字や写真を使用した活動の手順表を準備し、机上に置く。など

日記をだす

こくご

きがえ

たいいく



<合理的配慮を提供するまでの進め方>

1 本人・保護者からの合理的配慮の提供に関する申出内容の確認をする。

申出がない場合も、何らかの工夫が必要であることが明白な場合には、障害者差別解消法の趣旨に鑑みれば、障害のある児童生徒等が十分な教育を受けられるかどうかの視点から判断し、自主的に取り組む。

2 障害の状態や学校生活上の課題の把握をする。

どのような障害特性があり、どのような場面で、どのような困難があるのかを整理する。

3 必要な合理的配慮を考える。

本人、保護者からの申出について、その要望が実態と照らし合わせて適切であるか、担任だけで考えるのではなく、ケース会議や校内委員会などを活用し、管理職、特別支援教育コーディネーターや学年主任なども一緒に、組織として考え、情報を共有する。

4 本人・保護者との丁寧な合意形成を行う。

要望をそのまま実施することが難しい場合でも、代替手段等を提案するなど、丁寧な合意形成に努め、合理的配慮の方法や程度などを決める。

合理的配慮の提供

5 合理的配慮の提供による、改善の様子を確認する。

十分な教育が受けられているかを確認し、必要に応じて、配慮の方法、程度などを柔軟に調整する。また、合意された合理的配慮の内容は、個別的教育支援計画に明記し、進級、進学などの際は、確実な引継ぎを行う。

※ 合理的配慮の具体例については、以下も参考にしてください。

国立特別支援教育総合研究所「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」（インクルDB）  
文部科学省「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消に関する対応指針」

① 本人・保護者からの合理的配慮の提供に関する申出内容を確認します。



申出がない場合も障害者差別解消法の趣旨に鑑み、障害のある児童生徒十分な教育を受けられるかどうかの視点から判断し、自主的に取り組むことが望ましいです。

② 障害の状態や学校生活上の課題を把握します。



どのような障害特性があり、どのような場面で、どのような困難があるのかを整理します。



③ 必要な合理的配慮を考えます。



本人・保護者からの申出について、その要望が実態と照らし合わせて適切であるか、ケース会議や校内委員会等で組織として検討します。

④ 本人・保護者との丁寧な合意形成を行います。



要望をそのまま実施することが難しい場合でも、代替手段等を提案するなど、丁寧な合意形成に努めます。

**合理的配慮の提供**



⑤ 合理的配慮の提供による改善の様子を確認します。

合理的配慮の内容を個別の教育支援計画に明記するとともに、必要に応じて配慮の方法や程度などを柔軟に調整します。

【引用・参考文献】

鹿児島県 『障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例』 平成26年10月

鹿児島県教育委員会 『就学相談・支援の手引き ～早期からの一貫した支援のために～』  
平成27年3月

鹿児島県教育委員会 『法的義務になった学校現場での「合理的配慮の提供」～全ての障害のある児童生徒等の充実した学習のために～』 平成28年1月

文部科学省 『特別支援学校学習指導要領』 平成29年4月

文部科学省 『特別支援学校学習指導要領解説 総則編（幼稚部・小学部・中学部）』  
平成30年3月

文部科学省 『特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）』  
平成30年3月

文部科学省 『生徒指導提要』 平成22年3月

文部科学省 『教育支援資料』 平成25年10月

文部科学省 『文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する  
対応指針について（通知）』 平成27年11月

内閣府 『障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針の策定について（通知）』  
平成27年2月

大塚 玲 『インクルーシブ教育時代の教員をめざすための特別支援教育入門』 萌文書林  
平成27年1月